

慶弔金規程

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人群馬県理学療法士協会における正会員の慶弔金について定める。

(申告)

第2条 この規定による慶弔金の支給は、その事実を知った者から事務局への申告に基づくものとする。

(支給)

第3条 慶弔金を支給する場合は次の通りとする。

(1) 祝賀金

会員外や関連団体の祝意について、会長の決定または理事会の議決にて行うことができる。

(2) 弔慰金

本人が死亡したときは、1万5千円の生花を供える。何らかの事情で生花が供えられない場合は、香典1万円を贈る。

(改正)

第4条 この規定の改正は理事会にて行う。

付則

1. この規定は、令和元年12月1日から施行する。